

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和4年5月16日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市農山村地域活性化センター（さとぴあ）自動販売機設置場所貸付
(2) 貸 付 場 所	秋田市上新城五十丁字小林190番地1
(3) 設 置 可 能 台 数	1台
(4) 貸 付 面 積	1.21㎡（容器回収箱および放熱スペースを含む）
(5) 貸 付 期 間	令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
(6) 予 定 価 格 ※最低落札価格	33,646円（税抜年額）
(7) 入 札 参 加 要 件	<p>① 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業をしていること。</p> <p>② 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む）又は他の地方公共団体と自動販売機設置契約を2件以上にわたって締結し、当該契約をすべて誠実に履行した実績を有すること。</p> <p>③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>④ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>⑤ 市税の滞納がないこと。</p> <p>⑥ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。</p>
(8) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和4年5月16日(月)から令和4年5月23日(月)まで (土曜および日曜を除く、午前9時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部産業企画課（本庁舎3階）
(9) 指名(非指名)通知	令和4年5月25日(水)までにFAX又はメールで通知
(10) 入 札	
日 時	令和4年5月30日(月) 午前10時00分

場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 2 階 会議室 2 - B
入札保証金	免除
(11) 契 約 日	令和 4 年 6 月 3 日(金) (予定)

## 2 注意事項

### (1) 入札参加申し込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出すること。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書【様式 1】

(イ) 業務履行実績調書【様式 3】ならびに記載した業務の契約書および内容のわかる書類の写し

(ウ) 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和 4 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、あるいは徴収猶予許可通知書等）（写し可）

(エ) 登記簿謄本（写し可）※申込日から 3 ヶ月以内に発行されたもの（個人にあつては、開業届の写し）

(オ) 誓約書【様式 4】

イ アの(ア)、(イ)および(オ)の様式については、秋田市ホームページから入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

### (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その場合は、非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X 又はメールで行う。

### (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札書には、1 年間の貸付料の金額を記載すること。また、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載すること。

なお、消費税および地方消費税の加算に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算する。

ウ 予定価格以上をもって有効な入札をした方のうち、最高価格で入札した方を落札者とする。

エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出す

ること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

カ 地方自治法第 234 条第 3 項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合がある。

### 3 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議の上、貸付契約を締結する。

ア 行政財産借受申込書

イ 設置場所の位置図

ウ 設置する自動販売機のカatalog (寸法、消費電力がわかるもの)

### 4 契約に関する事項

#### (1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)とする。

#### (2) 貸付料等

ア 貸付料

2 (3)ウによる落札価格をもって貸付料とする。貸付料は別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納付すること。

また、既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

(ア) 自動販売機の設置、維持管理、撤去に要する経費は設置事業者の負担とする。

(イ) 電気料は設置事業者が子メーターを設置のうえ、秋田市が計測し月ごとに別途発行する納入通知書により指定期日までに納付すること。

ウ 遅延損害金

納入通知書の指定期日までに貸付料および電気料を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年利 3%の遅延損害金を加算して納付すること。

#### (3) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

ウ 販売品目は一般市場で認知・支持されているお茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの「清涼飲料水」およびアイスクリーム類、スナック菓子等の「軽食類」(カップ麺等の給水が必要なものは除く)とし、販売価格はメーカー希望小売価格以下とする。また、酒類、タバコの販売は行わないこと。

#### (4) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

- ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個の容器回収箱を設置するとともに、設置事業者の責任で適切に容器を回収・処分すること。
- ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。
- エ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記すること。
- オ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間および経路等については、秋田市の指示に従うこと。
- カ 利用者から販売品目の追加又は変更の要望があった場合は、要望について最大限応えるよう努力すること。
- キ 秋田市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、秋田市は一切の責任を負わない。
- ク 自己都合により機器を撤去又は交換しようとするときは、事前に秋田市に通知すること。

#### (5) 売上高等の報告

秋田市が必要としたときは、自動販売機の売上高、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

#### (6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、秋田市が指定する期日までに原状回復すること。

### 5 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、秋田市財務規則(昭和40年秋田市規則第6号)その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は、返却しない。
- (4) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当  
電話 018-888-5722
- (5) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先  
秋田市産業振興部産業企画課 6次産業・販売戦略担当  
電話 018-888-5724